

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第383号)

平成17年7月8日

横情審答申第383号

平成17年7月8日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成14年12月27日都北開第233号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「次の図書一式(直近のもの) (1)「道路の竣工検査の一例」(請負工事ではないもの)(都市計画局保有分) (2)「歩道橋(請負工事ではないもの)の竣工検査」(都市計画局保有分)」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「次の図書一式(直近のもの)(1)「道路の竣工検査の一例」(請負工事ではないもの)(都市計画局保有分)(2)「歩道橋(請負工事ではないもの)の竣工検査」(都市計画局保有分)」を非開示とした決定は妥当ではなく、宅地造成に関する工事の一部完了検査済証の交付時に添付された道路及び歩道橋に関する道路工事検査済書のうちそれぞれの直近の1件を、対象行政文書として特定した上で、開示、非開示の決定をすべきである。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「次の図書一式(直近のもの)(1)「道路の竣工検査の一例」(請負工事ではないもの)(都市計画局保有分)(2)「歩道橋(請負工事ではないもの)の竣工検査」(都市計画局保有分)」(以下(1)及び(2)の文書を併せて「本件申立文書」という。)の開示請求(以下「本件請求」という。)に対し、横浜市長(以下「実施機関」という。)が、平成14年9月27日付で行った非開示決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。)第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 異議申立人(以下「申立人」という。)は、都市計画局港北ニュータウン建設事務所(当時。以下「建設事務所」という。)が行った、土地区画整理事業により築造された道路・歩道橋の検査及び関係図書のうち、竣工検査図書(道路工事検査済書。以下「道路工事検査済書」という。)を請求している。
- (2) 道路工事検査済書関連文書(保存期間10年)は、宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。以下「宅造法」という。)に基づく工事の完了検査(以下「完了検査」という。)前に道路・歩道橋だけを対象に竣工検査を行い、完了検査審査調書作成時の資料として保存していた。

しかしながら、10年間保存すべき道路工事検査済書関連文書を完了検査済証交付後は不要と判断し、平成9年3月31日に港北ニュータウン全域に亘っての完了検査済証

が交付されたことから、誤って廃棄したものである。

よって、本件申立文書は、現在保有していないため、非開示とした。

- (3) そのほか、建設事務所が行った、土地区画整理事業により築造された道路・歩道橋の検査及び関係図書は、中間検査関係図書として検査記録簿、完了検査関係図書として宅地造成に関する工事の一部完了検査審査調書等が存在するが、検査記録簿は平成14年度都北開第146号で申立人に開示済みであり、宅地造成に関する工事の一部完了検査審査調書等も複数回申立人に開示している。

また、書式については完了検査関連図書の一部として既に関示しており、「空の様式」は保存されていない。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。
- (2) 非開示理由として「平成9年4月の港北ニュータウン建設事務所の廃止に伴い、当該文書を誤って廃棄し、現在保有していないため」とされているので、具体例については諦めざるをえないが、せめて書式（空の様式）だけでも示してほしい。
- (3) 実施機関は、中間検査関係図書として検査記録簿が存在するとするが、以下のとおり、まず、対象文書の捉え方に問題がある。その他にも事実関係についてもまぎらわしい説明がなされている。

ア 検査記録簿が開示されたのは本件のあとである。本件処分当時は開示もされていなかった文書をあたかも開示済みの如くに記載することは問題である。

イ 第二の問題は、検査記録簿が「竣工検査の事例」を満載しているにもかかわらず、また実施機関も自らこの文書を「対象文書」と位置づけしているにもかかわらず、今回これが開示されなかったという点である。

ウ 第三の問題は実施機関がこの文書を「中間検査」と位置づけている点である。しかしながらこの文書には「中間検査」のみでなく実施された検査全てすなわち「竣工検査」「引継検査」も示されているのである。にもかかわらずこの検査簿を何故「中間検査」と限定したのか不可解である。

- (4) 実施機関は竣工検査図書として道路工事検査済書を特定するが、第一に今回の申立人の請求は「竣工検査」であるにもかかわらず、実施機関は対象文書を「道路工事検査済書」ひとつに限定している点が問題である。第二に、道路工事検査済書について

実は同様の非開示決定を受けたのは今回が初めてではない。すなわち、以前にも「道路工事検査済書は誤って廃棄した（都港13年度）」との決定通知を受けている。

それ故に、申立人は以後「道路工事検査済書」の開示請求を行っていない。従って、今回も「竣工検査の一例」として請求している。というのは「道路工事検査済書」そのものは廃棄されたとしても、竣工検査に伴う周辺情報が残されていると信じて申立人は本件請求を行ったのである。従って、「問題は竣工検査」なのである。

にもかかわらず、実施機関はこのように対象文書を「道路工事検査済書」一つに限定したことは不可解である。重ねて言うが、そもそも竣工検査とは「道路工事検査済書」一つではない。現に、「検査記録簿」も竣工検査関連文書(非開示理由説明書の言う「道路工事検査済書関連文書」)の一つである。

- (5) 検査記録簿について、実施機関は中間検査関係図書として位置付けているが、全く事実に反する説明である。すなわち、この検査簿は「中間検査」のみでなく実施した検査は全て記載している。具体的には中間検査、竣工検査、合同検査（宅造法による完了検査）、引継検査が実施された順に記録されているので、「全検査の記録簿」というべきものである。

これほど明らかな事実を実施機関が何故「中間検査」というのか、不可解である。申立人は検査記録簿は当該文書と考える。

- (6) 竣工検査の欄を見ると、正に「竣工検査の事例」が山ほど示されている。すなわち、「いつ、誰がどの区域で、何の検査を行って、どういう結果であったか」がありありと示されており、これによって申立人は竣工検査の実態を知り得たのである。

この意味で「検査記録簿」とは「道路の竣工検査の一例・歩道橋の竣工検査」という申立人の請求趣旨にピッタリと合致した文書と言える。

- (7) 「道路工事検査済書関連文書」を本件処分のあと一年後に見つけた。この文書は「表紙」「検査済書」「位置図」の三つから成っているが、建築局（当時。現在は、まちづくり調整局）の文書の中にあつた。しかし、これは書式から見ても「宅地造成に関する工事の一部完了検査済証や審査調書」とは全く異なるものであり、かつて「複数回開示」されたものではなかった。

5 審査会の判断

- (1) 港北ニュータウン事業について

港北ニュータウン事業は、住宅・都市整備公団(当時。現在は、独立行政法人都市再生機構。以下「公団」という。)施行による土地区画整理事業で、宅地を整備する

ための宅地造成工事についても、公団が施行している。

横浜市は、宅造法第11条に基づく公団からの宅地造成工事に関する協議の申出（昭和53年9月30日協議成立）を受け、同法に基づき宅地造成工事に関する審査・検査業務を行い、平成9年3月31日にすべて完了している。

(2) 本件申立文書について

ア 港北ニュータウン事業により築造された道路及び歩道橋の検査には、道路・橋梁工事（路線単位の単独工事）が完了する前に行う中間検査、同工事が完了した時点で行う検査（以下「竣工検査」という。）及び宅造法に基づく検査（以下「完了検査」という。）があり、検査関係図書として、道路工事検査済書、検査記録簿及び宅地造成に関する工事の一部完了検査審査調書等が作成されている。

このうち実施機関は、本件請求の対象行政文書に当たるものは竣工検査後に交付する道路工事検査済書であるとして特定している。

イ 本件申立文書は、港北ニュータウン事業により築造された道路及び歩道橋の竣工検査関係文書のうち道路及び歩道橋についてそれぞれの直近の一例を求めているものと解することが適当である。

なお、開示請求書には港北ニュータウン事業に限定して請求していると考えられる記載は認められないが、この点については申立人及び実施機関の双方の主張に争いは認められないことから本件申立文書は港北ニュータウン事業のものであると判断し、検討を行うこととする。

(3) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、道路工事検査済書を誤って廃棄し、現在保有していないとしている。

イ このため、当審査会では、平成17年5月27日に実施機関から事情聴取を行ったところ次のとおり説明があった。

(ア) 道路工事検査済書は10年間保存すべきところ、宅造法に基づく完了検査済証交付後は誤って不要と判断し、平成9年3月31日に港北ニュータウン全域にわたっての完了検査済証が交付されたことから、建設事務所廃止時に廃棄しており、保存されていないため非開示とした。

(イ) 都市計画局（当時。現在は、都市整備局）が所管する本件請求に関連する文書は、検査記録簿及び道路工事検査済書である。本件請求に関連する文書のうち道路工事検査済書のみ特定した理由は次のとおりである。

申立人から平成12年9月1日に特定の道路番号等に関する道路工事検査済書の開示請求を受け、その非開示決定(平成12年度都港第35号)の理由に誤りがあり、改めて非開示決定(平成13年度都港第19号)を行った際、参考として当該道路に該当する部分の検査記録簿を任意開示している。また、この任意開示の際、都市計画局に残されている文書で道路の竣工時期を示す文書は検査記録簿しかないとして申立人に説明している。

そのほか、これ以降も平成14年9月13日(本件請求日)までの間に検査記録簿について任意開示の要請に応じていると記憶している。

(ウ) 検査記録簿については平成14年9月20日に開示請求を受け、平成14年10月10日に既に開示していることから、本件請求に係る文書は検査記録簿以外の竣工検査関係資料である道路工事検査済書と判断した。

なお、検査記録簿を中間検査の記録と説明したのは、主として道路(橋梁等も含む)工事が完了するまでの検査について経緯を記録した文書であるためである。

ウ まず、実施機関は道路工事検査済書を現在保有していないと主張しているが、申立人は道路工事検査済書関連文書を建築局の文書の中で発見したと主張しそれらの文書を意見書に添付しているため、当審査会で調査したところ次のことが確認された。

(ア) 申立人が意見書に添付した文書は、「道路工事検査済書 58年度末 供用開始区域 11-2 13-5 13-6 59.3 住宅・都市整備公団 港北開発局」と記載された文書、昭和59年2月13日付58都港第974号の道路工事検査済書及び道路工事検査済書位置図である。

(イ) 建築局で保有する港北ニュータウン内公団との宅地造成協議関係書類を検索したところ、「宅地造成に関する工事の一部完了検査済証(港北第二地区 11-2)の交付について(伺)(昭和59年3月27日決裁)」において、申立人が意見書に添付した文書が存在することが確認された。

(ウ) 宅地造成に関する工事の一部完了検査済証の交付伺(以下「交付伺」という。)においては、道路工事検査済書が添付されているものと、添付されていないものが存在することが確認された。

エ このように交付伺のすべてには道路工事検査済書を添付し保存していたことが認められないため、道路工事検査済書は交付伺の必須添付書類ではなかったものと

推察され、本件請求に対して実施機関が交付伺を検索し添付された道路工事検査済書を特定できなかったことはやむをえないように思われる。

しかしながら、交付伺という別の文書の一部として保存されている道路工事検査済書が存在する事実が確認されたのであるから、交付伺に添付された道路工事検査済書のうち直近の1件を本件請求の対象行政文書とすることが妥当である。

なお、本件請求は都市計画局保有分との限定はされているとはいえ、交付伺が建設事務所の廃止に伴い都市計画局から建築局へ事務移管されたものであることを考えると、本件請求の対象と考えることが妥当である。

オ また、実施機関は検査記録簿について既に申立人に開示済みであるため本件請求の対象としなかったとしている。この点について当審査会が確認したところ、検査記録簿は申立人に対し、平成14年10月3日付都北開第146号の一部開示決定により、さらに平成17年5月18日付都地第2029号の一部開示決定により、都市計画局から開示されていることが認められた。

このように、検査記録簿については、既に申立人に開示されているため、本件において改めて同一の文書を開示する必要性は認められない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を非開示とした決定は妥当ではなく、交付伺に添付された道路及び歩道橋に関する道路工事検査済書のうちそれぞれの直近の1件を、対象行政文書として特定した上で、開示、非開示の決定をすべきである。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成14年12月27日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成15年1月17日 (第5回第一部会) 平成15年1月24日 (第6回第二部会)	・諮問の報告
平成17年4月8日 (第292回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成17年4月22日 (第61回第二部会)	・審議
平成17年5月12日	・異議申立人から意見書を受理
平成17年5月13日 (第62回第二部会)	・審議
平成17年5月27日 (第63回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成17年6月10日 (第64回第二部会)	・審議